

尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路の概要等

1 計画概要

(1) 目的

名古屋高速一宮線一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川 IC までの延長約 7.5km を対象として自動車専用道路を整備する。

国道 22 号一宮市街地付近は、渋滞・事故等が頻発しており、課題が顕著である。本事業により課題が解消され、「物流・産業」「渋滞」「事故」の 3 つの観点において、より良い地域づくりに寄与することを目的とする。

(2) 都市計画決定権者

愛知県*

※ 本事業は都市計画に定められる事業であり、都市計画決定権者である愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。

(3) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

起点・終点：愛知県一宮市

(4) 事業規模

延長：約 7.5km

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

3 経緯

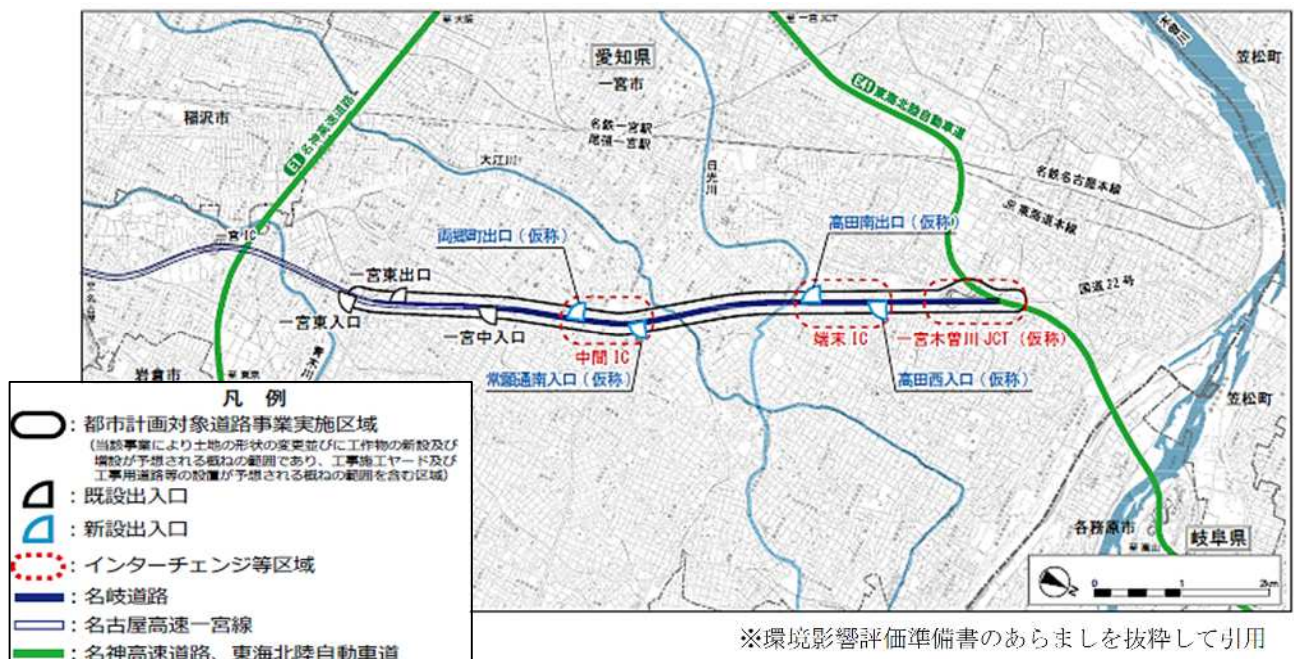
2020 年 4 月 13 日	配慮書の公表（縦覧期間：6 月 1 日～6 月 30 日）
6 月 12 日	配慮書についての知事意見の通知
2021 年 2 月 12 日	方法書の公告・縦覧（2 月 12 日～3 月 12 日）
7 月 14 日	方法書についての知事意見の通知
2023 年 9 月 20 日	準備書の県への送付
10 月 3 日	準備書の公告・縦覧（10 月 3 日～11 月 6 日）
12 月 15 日	審査会の開催

4 今後の対応

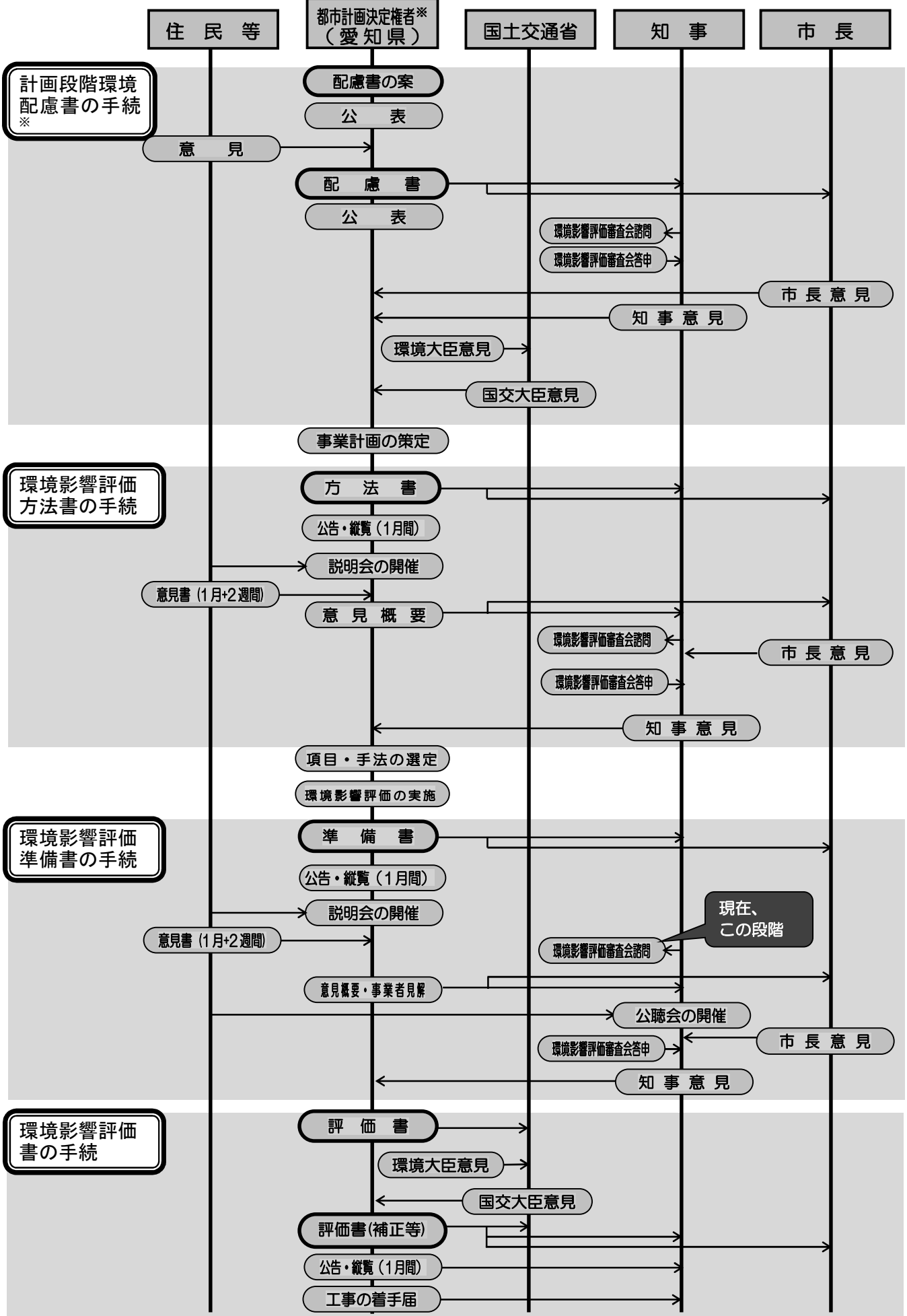
知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者から準備書に係る住民意見の概要等の送付があった日から 120 日以内に行う。

5 都市計画対象道路事業実施区域の位置



「尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路」に関する環境影響評価の手続の流れ



※計画段階環境配慮書の手続は、国土交通省中部地方整備局が実施した。